

平成 27 年度における下請代金支払遅延等防止法に基づく取締状況等 (詳細版)

平成 28 年 7 月 13 日
中 小 企 業 庁

はじめに

中小企業庁では、親事業者に対する書面調査や立入検査の実施、これらの結果を踏まえた改善指導や公正取引委員会への措置請求など下請代金支払遅延等防止法（以下「下請代金法」という。）の厳格な運用と違反行為への厳正な対処等を行っているところであり、平成 27 年度の下請取引の適正化のための取り組みは、以下のとおりである。

1. 下請代金法に基づく取締状況

(1) 中小企業庁長官からの公正取引委員会に対する措置請求

親事業者に対する立入検査によって明らかとなった違反行為の中で、特に下請事業者に対する影響が重大である案件については、下請代金法第 6 条に基づき中小企業庁長官から公正取引委員会に対して措置請求を行うとともに企業名を公表しているが、平成 27 年度においては、0 件（平成 26 年度 1 件）であった。

(2) 書面調査等の状況

中小企業庁では、親事業者及び下請事業者を対象とした定期的な書面調査の実施や立入検査の実施により、下請代金法の違反行為の把握に努めており、「下請代金の不当な減額」、「支払遅延」などの下請代金法上の 11 の禁止行為（以下「実体規定関係」という。）に該当する行為や発注時の書面交付義務、関係書類の保存義務等（以下「手続規定関係」という。）に違反している事実等が確認された場合には、親事業者に対して指導を行い、減額した下請代金の返還、遅延利息を含めた下請代金の支払等の原状回復措置や、再発防止策を講じさせてきたところである。

平成 27 年度には、親事業者 45,551 社（平成 26 年度 45,937 社）に下請事業者 157,735 社（同 194,688 社）を加えた計 203,286 社（同 240,625 社）に対して書面調査を実施した。

また、中小企業庁及び地方の各経済産業局では、下請事業者から下請代金法に違反するおそれのある事業者についての情報提供・申告の受付を随時行っており、平成 27 年度は 102 件（同 63 件）を受け付けた（〔表 2〕参照）。

(3) 立入検査による改善指導の状況

平成 27 年度は 1,053 社（平成 26 年度 1,115 社）に対して立入検査等を実施し、そのうち 955 社（同 999 社）に対して書面により改善指導を行った（〔表 2〕参照）。

また、違反が認められた親事業者のうち 270 件に対しては、減額した下請代金、支払遅延に係る遅延利息等について、合計で約 216 百万円（同 211 百万円）の返還を指導した（〔表 3〕参照）。

違反の内容としては、実体規定関係の禁止行為の違反として「支払代金の支払遅延」、「下請代金の減額」が、また、手続規定関係の義務違反として発注時の書面の不備や未交付が多く見られ（〔表 4〕及び〔別紙 1〕参照）、これら禁止行為や義務違反に対し、改善指導を行

った。また、下請代金法の違反行為が今後生じることのないよう、これらの親事業者に対して、社内における体制整備など再発防止についての指導を行った。

また、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（消費税転嫁対策特別措置法）及び下請代金法の間で密接な協力体制を構築することにより、より効果的で効率的な運用を確保することとした。

[表 2] 下請代金法の運用状況

年度 事項	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
書面調査・申告	269,864	264,735	240,688	203,389
うち申告等	79	65	63	102
指導文書発出	9,011	9,847	7,096	7,933
立入検査等	1,158	1,090	1,115	1,053
うち特別事情聴取	23	15	7	5
改善指導措置	1,035	990	999	955
公取委への措置請求	1	1	1	0

[表 3] 減額した下請代金の返還、支払遅延に係る支払遅延利息等の支払状況

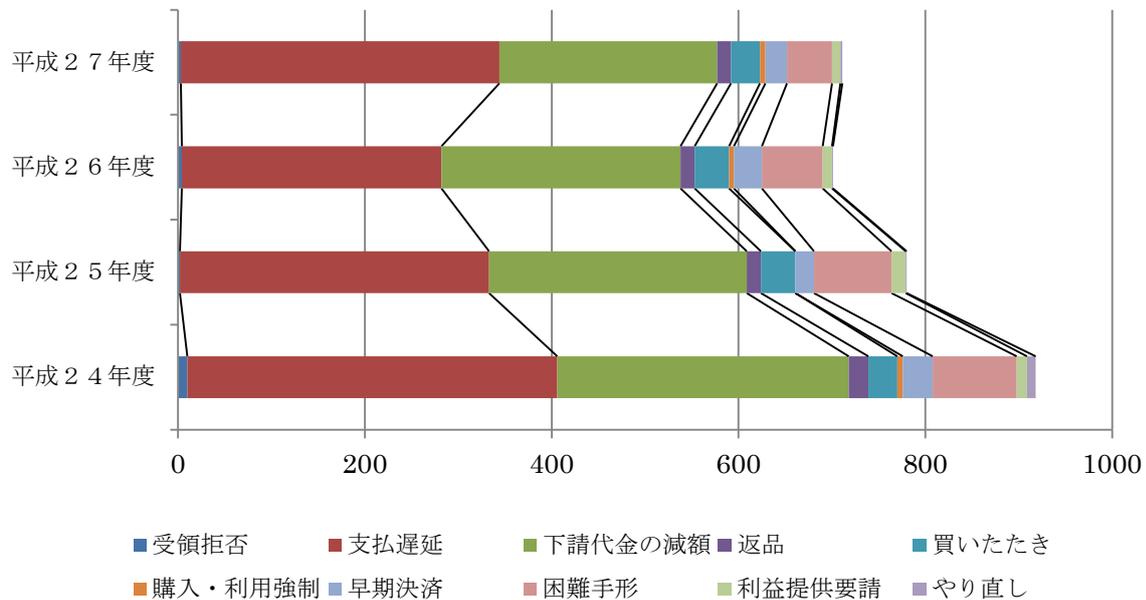
年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
返還額（百万円）	1,294	472	211	216
親事業者数	289	319	288	270

[表 4] 改善指導措置の内訳

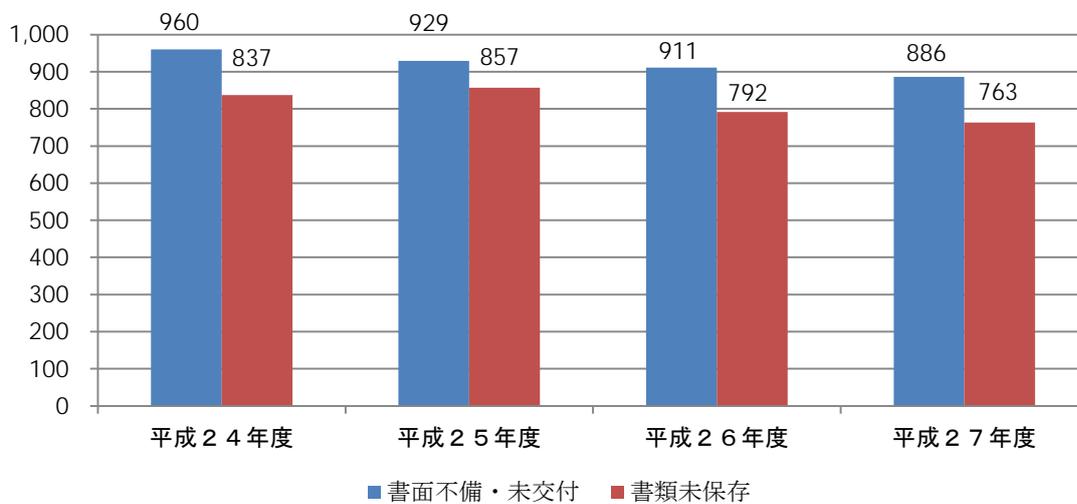
（単位：件）

年度 内訳	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実体規定違反合計	918	780	701	711
受領拒否	10	2	4	3
支払遅延	396	331	278	341
下請代金の減額	312	276	256	233
返品	21	15	15	15
買ったとき	31	37	37	31
購入・利用強制	6	0	5	6
報復措置	0	0	0	0
有償材の早期決済	32	20	30	23
困難手形	90	83	65	48
利益提供要請	11	15	10	9
やり直し	9	1	1	2
手続規定違反合計	1,797	1,786	1,703	1,649
書面不備・未交付	960	929	911	886
書類未保存	837	857	792	763

[表 5] 改善指導措置における実体規定関係違反件数の推移



[表 6] 改善指導措置における手続規定関係違反件数の推移



(4) 特別事情聴取の実施

立入検査とは別に、平成20年度から、①書面調査が未提出の事業者、②改善指導を連続して受けた事業者、③改善報告書の提出が遅れている事業者等に対して、中小企業庁及び経済産業局の幹部等が、社内体制の状況、違反行為が繰り返される理由、今後の改善方針等についての特別事情聴取を行っている。

平成27年度は、5社を対象に特別事情聴取を実施し、違反等の発生原因を確認するとともに、社内説明会や研修の実施、コンプライアンス委員会の設置、内部監査の強化等によって、下請代金法の遵守を徹底する体制の整備等についての取組状況を確認した。

2. 「下請かけこみ寺」事業の実施状況

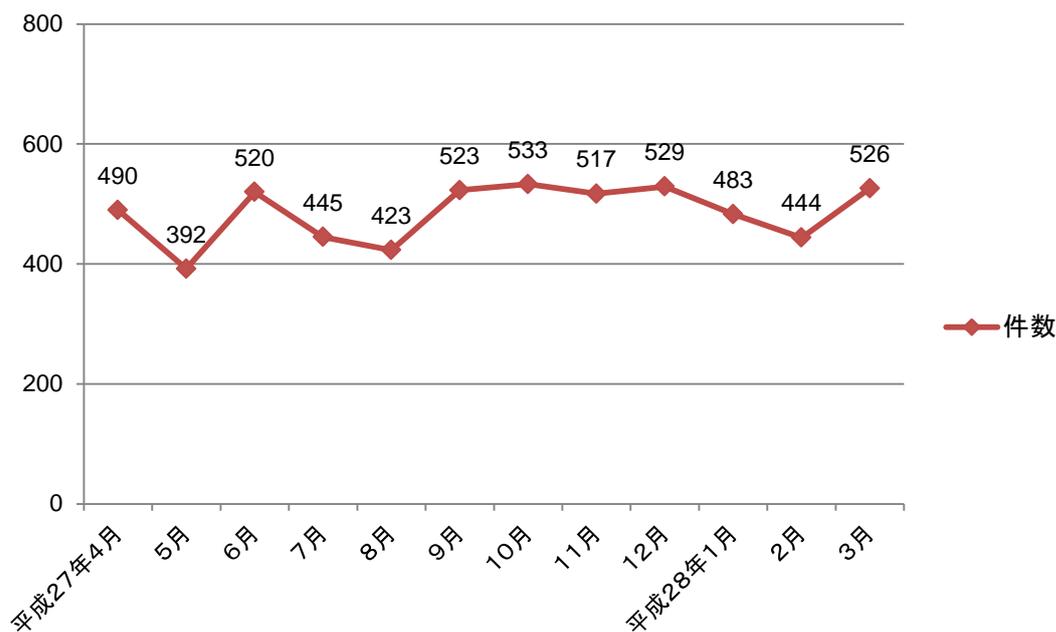
企業間取引に関する中小企業の様々な悩み等に対応するため、平成 20 年 4 月、財団法人全国中小企業取引振興協会（現在は公益財団法人）と全国 47 都道府県下請企業振興協会に「下請かけこみ寺」を設置し、下請取引の適正化に向けた活動を実施してきた。これまで、全国の中小企業から多くの相談が寄せられており、法令違反が疑われる場合は、速やかに国に事案を取り次ぐなど、迅速な対応がなされている。

(1) 下請かけこみ寺の相談受付件数

下請取引等に関する様々な相談に対して親身な相談対応を行っている。平成 27 年度の相談実績は 5,825 件（平成 26 年度 5,473 件）となっており、その内容は「下請代金法」に関する相談件数が 678 件（同 898 件）、「建設業」に関する相談件数が 1,295 件（同 1,170 件）、「その他」(*) が 3,852 件（同 3,405 件）となっている。

(*)法令に関する質問等。

[表 7] 下請かけこみ寺相談件数（月次実績）



また、弁護士による無料相談を、平成 27 年度は 743 件（平成 26 年度は 681 件）受け付けている。

【相談事例】

A社は、B社からプラスチック用の容器等の製造・加工を受託した。B社から「経営の悪化により厳しい状況なので支払を待ってほしい」と再三、言われた。A社から連絡しても、B社は電話等に出なくなったので困っている。

（助言と解決例）

取引当事者の資本金の区分を確認すると、個人事業者と資本金600万円の事業者との取引となっていることから、下請代金法が適用されないことを確認した上で、専門家のアドバイスを受けどのような方向性があるかを確認し、B社に対する代金の回収をどのようにすればいいのかなどを、専門家に確認することを助言した。

→ A社は、助言を踏まえB社の事務所に月1回は請求書を持参して取り立てに行き、5万円～7万円の少額でも貰わないと帰らないという勢いで交渉したところ、わずかであるが月々支払がなされている。

（2）ADRの実施

全国の弁護士約170名を「下請かけこみ寺」に登録し、本部が主導して各地でADR（裁判外紛争解決手続）を行い、平成27年度は17件（平成26年度9件）の案件に対応した。

【調停事例】

A社は、B社から部品の下請加工を行う取引（継続的取引）を行っていたところ、「平成26年3月末で加工先を別の業者に移管するので、加工業務を終了する」旨を告げられた。終了に際し、A社はB社に対して、過去、B社から預かっていた金型の補修代金について相当な費用を要したとして、過去の金型補修対応費用として金1,100万円を請求し、ADRの申立をした。

（和解内容）

数回の話し合いの結果、B社はA社に対し、本件解決金として金250万円の支払義務があることを認め、和解が成立した。

3. 下請取引適正化の推進

（1）講習会等の開催

①下請代金法講習会

下請代金法の違反を未然に防止することを目的として、主に親事業者の実務担当者を対象として講習会を開催した（〔表8〕参照）。

②下請取引適正化推進月間（11月）

下請代金法の厳正な運用と違反行為の未然防止、下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守の指導等を通じ、下請取引適正化に努めてきており、その一環及び中小企業向けの

年末対策の一つとして、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」として公正取引委員会と連携しつつ、普及・啓発事業を集中的に実施している。

平成27年度は、「下請取引適正化推進月間」を効果的にPRするため、下請取引適正化推進月間のキャンペーン標語の一般公募を行い、応募作品の中から、特選1点、入選4点を決定。特選作品の「押しつけず 叩かず 決めよう 適正価格」をキャンペーンの標語として、親事業者の下請取引担当者等を対象に、下請代金法及び下請振興法の趣旨・内容を周知徹底するための下請取引適正化推進講習会の開催等下請代金法の周知を図った（〔表8〕参照）。

③下請取引適正化推進シンポジウム・セミナー2015

下請取引適正化推進シンポジウム2015（札幌、東京、名古屋、大阪、福岡）及び下請取引適正化セミナー（仙台、広島、高松）を開催し、企業の調達担当者等が参加した。

シンポジウムでは、下請代金法とコンプライアンスの取組に関する基調講演や、コンプライアンス（下請代金法遵守など）の強化に取り組む企業からの先進事例の紹介、さらにはコンプライアンス強化と取引適正化に向けた望ましい社内体制の在り方をテーマに企業法務部等の代表者や弁護士等によるパネルディスカッションを行い、法令遵守の重要性について活発な議論が行われた。また、セミナーでは、下請代金法とコンプライアンスの取組に関する基調講演や親事業者の法務部等の代表から、下請取引の適正化の取組事例が紹介された（〔表8〕参照）。

〔表8〕講習会別の受講者数等

講習会事業名	開催回数	受講者数
● 下請代金法講習会	288回	6,147名
● 下請取引適正化推進講習会（注）	61回	8,211名
● 下請取引適正化推進シンポジウム・セミナー	8回	1,049名

（注）中小企業庁と公正取引委員会が協力して実施。両者の主催分の合計の実績。

（2）下請取引の適正化に係る通達の発出

平成27年11月13日には、原材料価格・エネルギー価格・人件費等の増加分の適正な価格転嫁、年末の金融繁忙期の資金繰りへの配慮など、下請取引の適正化を要請するため、親事業者代表者204,529件及び関係事業者団体638団体に対して、経済産業大臣、公正取引委員会委員長の連名で文書を発出するとともに、下請中小企業振興法に定める「振興基準」の遵守し、下請事業者への配慮等を行うよう、関係事業者団体864団体に対して、経済産業大臣名（他省庁所管の業界については主務大臣との連名）で文書を発出した。

（3）下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請取引ガイドライン）

下請代金法による取締りにとどまらず、業種横断的な下請代金法のルールを各業種に浸透させ、親事業者及び下請事業者の間の適切な取引関係を構築するためには、各業種の取引慣行に応じて具体的に解説したガイドラインの役割が重要であるとの認識の下、これまでに「素形材」、「自動車」、「産業機械・航空機等」、「繊維」、「情報通信機器」、「情報サービス・

ソフトウェア」、「広告」、「建設」、「トラック運送」、「建材・住宅設備」、「放送コンテンツ」、「鉄鋼産業」、「化学産業」、「紙・紙加工品産業」、「印刷産業」及び「アニメーション制作業」の16業種で下請取引ガイドラインを策定しており、平成27年度においても、下請取引ガイドライン説明会（[表9]参照）を行うなど、その普及啓発を行った。

なお、平成28年1月に自動車ガイドラインの改訂を行った。

※16業種の下請取引ガイドラインは以下のURLを参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.htm>

[表9] 業種別の下請取引ガイドライン説明会の開催実績

業種	開催回数	受講者数	業種	開催回数	受講者数
素形材	14回	386名	建材・住宅設備	5回	60名
自動車	6回	73名	放送コンテンツ	7回	103名
産業機械・航空機等	19回	336名	鉄鋼産業	3回	30名
繊維	24回	917名	化学産業	16回	374名
情報通信機器	5回	57名	紙・紙加工品産業	5回	81名
情報サービス・ソフトウェア	16回	344名	印刷産業	7回	158名
広告	6回	119名	アニメーション制作業	2回	43名
建設	16回	309名	ガイドライン全体	4回	106名
トラック運送	17回	402名	合計	172回	3,898名

4. 取引条件改善に向けた取組

(1) 下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議の開催

中小企業・小規模事業者が賃金の引上げをしやすい環境をつくるため、平成26年12月16日の政労使合意を踏まえ、必要なコストの価格転嫁など、取引条件の改善を図っていくことが重要である。この取引条件改善に必要な検討を行うため、平成27年12月21日に第1回「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議（以下、「連絡会議」という。）」を官邸において開催した。（平成27年度末までに計4回開催）

※連絡会議の資料については以下のURLを参照ください。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/torihiki_kaizen/

【参考】経済の好循環の継続に向けた政労使の取組について（平成26年12月16日）

2. 賃金上昇等による継続的な好循環の確立

企業収益の拡大から賃金の上昇、消費の拡大という好循環を継続的なものとし、デフレ脱却を確実なものとするためには、企業収益の拡大を来年春の賃上げや設備投資に結びつけていく必要がある。このため、政府の環境整備の取組の下、経済界は、賃金の引上げに向けた最大限の努力を図るとともに、取引企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた価格転嫁や支援・協力について総合的に取り組むものとする。

<中略>

8. 本取りまとめに係るフォローアップ

平成26年12月16日付本取りまとめ（「経済の好循環の継続に向けた政労使の取組について」）については、継続的にフォローアップを行っていくこととする。

(2) 下請等中小企業の取引条件の改善に向けた調査結果

(調査期間：平成 27 年 12 月～平成 28 年 3 月)

平成 26 年 12 月の政労使合意において明記された価格転嫁等の総合的取組の浸透状況や課題等を調査するため、連絡会議の下、大企業 1 万 5 千社以上、中小企業 1 万社程度を対象に、中小企業庁において業種横断的に調査を行った。加えて、取引上の立場の弱いおそれのある事業者に対して、中小企業庁の職員が直接訪問して個別に聴き取り調査を行った。

※調査結果については以下の URL を参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2016/160331Shitaukechousa.htm>

(3) 大企業へのヒアリングを実施

平成 28 年 3 月 25 日に開催された第 4 回連絡会議では、下請等中小企業の取引条件の改善に向けた調査の概要が報告された。さらに、その改善の観点から大企業にヒアリングを行うこととし、まず、自動車・同部品関連産業と建設業に対して実施することを決定した。

平成 27 年度における主な指導事例

1. 下請代金の支払遅延（下請代金法第 4 条第 1 項第 2 号）

業 種	概 要
電気機械器具製造業	電気機械器具の製造を下請事業者に委託している A 社は、下請事業者に対し、検収毎月末日締切・翌月 20 日支払の支払制度の下、支払約定日に支払わず、下請事業者の給付を受領した日から 60 日を超えて下請代金を支払っていた。
映像・音声・文字情報制作業	映像の制作を下請事業者に委託している B 社は、自社の事務処理が遅れたことを理由として、下請事業者の給付を受領した日から 60 日を超えて下請代金を支払っていた。

2. 下請代金の減額（下請代金法第 4 条第 1 項第 3 号）

業 種	概 要
プラスチック製品製造業	プラスチック製品の製造を下請事業者に委託している C 社は、下請事業者に対し、「仕入割引」として下請代金の額から一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
総合工事業	住宅資材の製造を下請事業者に委託している D 社は、下請事業者に対し、単価の引下げ合意後の新単価を合意日以前に発注した製品に遡って適用することにより、下請代金の額を減じていた。

3. 返品（下請代金法第 4 条第 1 項第 4 号）

業 種	概 要
プラスチック製品製造業	プラスチック製品の製造を下請事業者に委託している E 社は、下請事業者に対し、顧客からのキャンセルを理由として、当該プラスチック製品の返品を行っていた。
その他の卸売業	加工食品の製造を下請事業者に委託している F 社は、下請事業者に対し、賞味期限が近づいたことを理由として、当該加工食品の在庫を返品していた。

4. 購入・利用強制（下請代金法第 4 条第 1 項第 6 号）

業 種	概 要
その他の製造業	生活雑貨製品の製造を下請事業者に委託している G 社は、下請事業者に対し、指定専用伝票を使用するよう要請し、当該指定専用伝票を自社の仕入れ価格より割高な価格で購入させていた。

5. 有償支給材料等の対価の早期決済（下請代金法第4条第2項第1号）

業種	概要
金属製品製造業	金属製品の製造を下請事業者に委託しているH社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を使用した製品に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。
生産用機械器具製造業	生産用機械器具の製造を下請事業者に委託しているI社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料を使用して製造、納入された製品の下請代金の支払日の前後関係について管理されていないため、当該原材料の対価について、当該原材料を使用した製品に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。

6. 割引困難な手形の交付（下請代金法第4条第2項第2号）

業種	概要
繊維工業	繊維製品の製造を下請事業者に委託しているJ社は、下請事業者への下請代金を手形支払としていたが、当該手形期間が115日（繊維業において認められる手形期間：90日）となっていた。
機械器具卸売業	機械器具の製造を下請事業者に委託しているK社は、下請事業者への下請代金を手形支払としていたが、当該手形期間が150日（繊維業以外の業種において認められる手形期間：120日）となっていた。

7. 不当な経済上の利益の提供要請（下請代金法第4条第2項第3号）

業種	概要
輸送用機械器具製造業	輸送用機械器具の製造を下請事業者に委託しているL社は、下請事業者に対し、自社が保有する金型を貸与しているところ、使用時期が終了したにもかかわらず、無償で金型を保管させていた。

下請代金法の概要

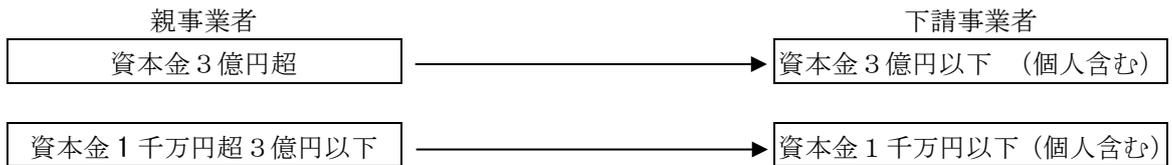
本法の概要

下請代金法は、独占禁止法上の禁止行為である不公正な取引方法のうちの優越的地位の濫用について、簡易・迅速に処理することを目的とする特別法として、昭和31年に制定された。

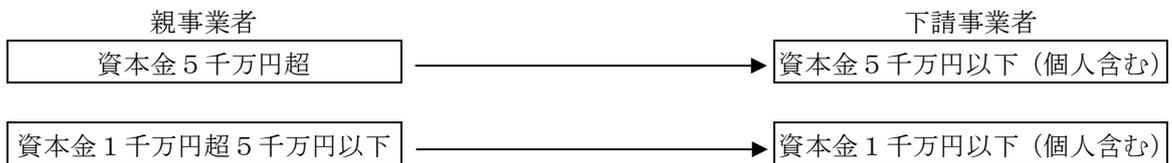
(1) 目的 (第1条) 下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

(2) 親事業者、下請事業者の定義 (第2条第1項～第8項)

① 物品の製造・修理委託、プログラム、運送、物品の倉庫における保管等



② 情報成果物作成・役務提供委託 (①を除く。)



(3) 親事業者の義務 (第2条の2、第3条、第4条の2、第5条) 及び禁止行為 (第4条第1項、第2項) 並びに調査権 (第9条) 及び排除措置 (第7条)

① 義務

- ア 注文書の交付義務 (第3条)
- イ 書類作成・保存義務 (第5条)
- ウ 下請代金の支払期日を定める義務 (第2条の2)
(給付を受領した日から60日の期間内)
- エ 遅延利息支払義務 (第4条の2)

② 禁止行為

- ア 受領拒否の禁止 (第4条第1項第1号)
- イ 下請代金の支払遅延の禁止 (第4条第1項第2号)
- ウ 下請代金の減額の禁止 (第4条第1項第3号)
- エ 返品 of 禁止 (第4条第1項第4号)
- オ 買ったたきの禁止 (第4条第1項第5号)
- カ 物の購入強制・役務の利用強制の禁止
(第4条第1項第6号)
- キ 報復措置の禁止 (第4条第1項第7号)
- ク 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
(第4条第2項第1号)
- ケ 割引困難な手形の交付の禁止 (第4条第2項第2号)
- コ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
(第4条第2項第3号)
- サ 不当なやり直し等の禁止 (第4条第2項第4号)

